

事案書（ 経営会議 調整会議）

開催日：平成24年10月23日（火）

担当課：総務部収納課、市民税課、資産税課

<p>件名：大和市市税条例の一部改正について</p>	
<p>提出理由：地方税法の改正等に伴って市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため</p>	
<p>内容：</p> <p>1. 個人市民税均等割の増額について</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災からの復興を目的として平成23年12月に「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」（以下「復興臨時特例法」という。）が公布された。 平成26年度から平成35年度までの個人市民税均等割の標準税率に500円を加算することとされ、本市においても、改正前に3,000円であった均等割の税率を3,500円に改正する。 改正による増収分については、復興臨時特例法の趣旨にのっとり、平成23年度から平成27年度までに実施する防災・減災事業の財源としていく。 <p>2. 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入について</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が税制を通じて地域の実情に応じた政策を展開できるよう平成24年3月に地方税法が改正された。 平成24年4月1日以降に事業者が取得した下水道法に規定する下水道除害施設（油水分離槽等）に対して課する固定資産税の課税標準額を減額する特例割合について、地方公共団体の条例で定めることになった。 <p><地方税法の改正前> 固定資産の価格×3/4（全国一律）</p>	<p><地方税法の改正後> 固定資産の価格×(3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内で条例に定める割合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市においては、下水道除害施設から排出される水質基準（下水道条例に規定）を変更しないことから、法改正前と同じ割合の3/4とし、これを市税条例に定める。 <p>3. 行政手続条例の一部適用について</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税法で行政手続法の適用除外とされてきた税に関する処分などを国が行う場合の理由附記について、税務行政の公正確保と透明性向上を図るために行政手続法を適用する旨の改正が平成23年12月に行われた（平成25年1月1日から適用）。 法改正の趣旨を踏まえて、次の行政手続条例の規定を適用するために、市税条例を改正する（地方公共団体が行う処分は各地方公共団体の行政手続条例が適用されるため）。 <p>①行政手続条例第7条の適用（許認可等を拒否する処分をする場合の理由附記）</p> <p><対象となる主な処分> 納税者が自らの申告により確定させた税額の減少を求める行為（更正の請求）によって更正を行わない処分</p> <p>②行政手続条例第13条の適用（不利益処分をする場合の理由附記）</p> <p><対象となる主な処分> 納税通知書の送付（賦課決定）、納税者が申告した税額の増額又は減額（更正）</p>
<p>経過</p> <p>H23.12 復興臨時特例法 公布</p> <p>H23.12 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律 公布</p> <p>H24.3 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律 公布</p>	<p>今後の予定</p> <p>H24.12 議案上程</p> <p>H24.12 わがまち特例に関する改正条文の施行（公布日から）</p> <p>H25.1 個人住民税均等割及び行政手続条例に関する改正条文の施行（施行日指定）</p>